

プレゼンテーションルーム改修業務委託  
事業者選定審査評価基準表

## 1 審査方法

- (1) 審査は、評価基準表の評価項目及び配点に従い、応募事業者の提案内容を評価し、得点の高い順に、契約交渉権に係る優先順位を決定する。
- (2) 集計結果をもとに、参加業者の順位を決め、最優秀提案者を決定する。同点の場合、2 評価基準表における2. 業務内容の（2）から（4）の合計点数が高い者を選定する。
- (3) (2)において同点の場合、見積金額の最も低い者を選定するものとし、見積金額の最も低い者が複数の場合は、審査会にて提案書の再審査を行う。
- (4) 提案者が1者の場合、各委員の評価点の合計点数が540点（6割）を超えていることを選定の基準とする。

## 2 評価基準表（150点満点）

評価項目	評価基準	配点
1. 業務の基本方針		10
	(1) 業務目的及び内容を理解し、積極的な業務提案がなされているか。	10
2. 業務内容		100
	(1) 仕様書の目的・内容等を反映した、本業務にとって有効で実現性の高い提案内容となっているか。	10
	(2) 既存設備の撤去について、対象機器や流用方法が具体的に提案されているか。	30
	(3) 内装デザインについて、北九州市のイメージアップ、情報発信力の強化につながるものとなっているか。	30
	(4) 設置する什器等について、内装デザインと統一性のとれたもの、機能性が優れているものとなっているか。	30
3. 業務推進体制		20
	(1) 組織及び業務遂行に関わる各要員・グループが有する経験・能力・知見・ネットワークについて具体的に提案されているか。	10
	(2) 適切な業務スケジュールが策定されているか。	10
4. 業務実績		10
	(1) 過去に本業務に類似する業務実績を有しているか。	10
5. 価格点		10
	(1) 見積金額が提案限度額の範囲内であり、仕様書で求める業務及び提案内容に見合った妥当な金額となっているか。	10
合 計		150